

元請下請関係適正化について

元請・下請関係の適正化のため、本市において「長崎市元請・下請関係適正化指導要綱」を制定しました。（平成24年12月13日告示、平成25年1月4日施行）
適正化が徹底されるよう、下記の「建設業法」その他関係法令等のみならず、「長崎市元請・下請関係適正化指導要綱」の遵守に努めてくださるようお願いいたします。

A 説明

これは、元請・下請関係の「建設業法」その他関係法令等、「長崎市元請・下請関係適正化指導要綱」を集約し、順番・番号・文言の整理をしました。

B 略称

法・・・・・・・・「建設業法」
政令・・・・・・・・「建設業法施行令」
規則・・・・・・・・「建設業法施行規則」
適正化法・・・・・・・・「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」
指針・・・・・・・・「建設産業における生産システム合理化指針」（国の指針）
要綱・・・・・・・・「長崎市元請・下請関係適正化指導要綱」（市の要綱）

要綱

1 趣旨

(1) この要綱は、建設工事に係る元請負人と下請負人との適正な下請契約の締結及び施工体制の確立並びに建設工事に従事する労働者の雇用条件の改善を図るため、元請負人と下請負人との関係について建設業法その他関係法令で定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

1・・・《要綱1条》

2 定義

(1) この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ定めるところによる。

建設工事	法第2条第1項に規定する建設工事であって本市が発注するものをいう。
建設業者	法第2条第3項に規定する建設業者をいう。
下請契約	法第2条第4項に規定する下請契約をいう。
元請負人	建設工事に係る請負契約を本市と締結した建設業者及び当該建設工事が数次の下請契約により行われる場合における当該下請契約の注文者をいう。
受注元請負人	建設工事に係る請負契約を本市と締結した建設業者をいう。
下請負人	建設工事に係る下請契約（当該建設工事が数次の下請契約により行われる場合は、その全ての下請契約を含む。）における請負人をいう。

2・・・《要綱2条》



3 下請負人の選定

- (1) 元請負人は、下請負人の選定に当たっては、次に掲げる者を選定するものとする。
 - ア 法第3条第1項ただし書の政令で定める軽微な建設工事を除く建設工事の場合にあっては、同項本文の規定により許可を受けている業者
 - イ 「長崎市建設工事等請負業者指名停止措置要領」又は「長崎市上下水道局建設工事等請負業者指名停止措置要領」の規定に基づく指名停止期間中でない業者
 - ウ 「長崎市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱」又は「長崎市上下水道局各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱」の規定に基づく指名停止期間中でない業者又は排除措置期間中でない業者
 - エ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2号に規定する暴力団と関係を有しない業者
- (2) 元請負人は、下請負人の選定に当たっては、次に掲げる者を選定するよう努めるものとする。
 - ア 本市内に本店が存する業者
 - イ 建設工事を施工する能力、雇用管理及び労働安全衛生管理の状況、労働福祉の状況（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険への加入状況をいう。）、下請負人との取引状況等を総合的に勘案して優良と認められる業者

3(1)(2)・・・《要綱3条》



- (3) 左記(1)(2)の場合において、元請負人は、次に掲げる事項のすべてが満たされるよう留意するものとする。
 - ア 過去における工事成績が優良であること。
 - イ その建設工事を施工するに足る技術力を有すること。
 - ウ その建設工事を施工するに足る労働力を確保できると認められること。
 - エ その建設工事を施工するに足る機械器具を確保できると認められること。
 - オ その建設工事を施工するに足る法定資格者を確保できると認められること。
 - カ 財務内容が良好で、経営が不安定であると認められないこと。
 - キ 建設事業を行う事業場ごとに雇用管理責任者が任命されているとともに、労働条件が適正であると認められること。
 - ク 一の事業場に常時10人以上の建設労働者を使用している者にあつては、就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていること。
 - ケ 建設労働者の募集は、適法に行うことはもとより、「出入国管理及び難民認定法」に違反して不法に外国人を就労させるおそれがないと認められること。
 - コ 過去において労働災害をしばしば起こしていないこと。
 - サ 賃金不払を起こすおそれがないと認められること。
 - シ 取引先企業に対する代金不払を起こすおそれがないと認められること。

3(3)・・・（要綱7条）、《指針別表1》

4 受注元請負人の遵守事項

- (1) 受注元請負人は、次に掲げる事項を遵守するものとする。
 - ア 全ての建設工事において、下請負人の使用の有無を問わず、別に定める下請負人決定通知書に規則第14条の6に規定する施工体系図を添付のうえ、建設工事に着手する日前に、市長（上下水道事業管理者の権限に属する契約にあっては上下水道事業管理者。以下この4、下記9及び10において同じ。）に提出し、確認を受けること。
 - イ 上記アの下請負人決定通知書の提出後にその内容に変更又は追加すべき事項が生じたときは、施工体系図とともに変更又は追加すべき事項に係る下請負人決定通知書を速やかに市長に提出すること。
 - ウ 施工体系図に記載されている1次下請以下の全ての下請契約について、支払条件が記載された契約書又は注文書及び注文請書の写しを市長に提出すること。

4(1)ア～ウ・・・《要綱4条》

※ 現場代理人、主任技術者、監理技術者については、約款、法第26条第2項、第4項等に規定されていますが、記載は割愛しています。

要綱

法・指針

5 下請契約の締結等

- (1) 元請負人及び下請負人は、建設工事に着手する日前に、建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した下請契約書（注文書及び注文請書を含む。以下「下請契約書等」という。）により、下請契約を締結するものとする。ただし、法第19条第3項の規定による措置を講じた場合を除く。
- (2) 元請負人及び下請負人は、上記(1)の規定による下請契約の締結に当たっては、当事者間の権利義務関係を下請契約書等に明確に記載するものとする。
5(1)(2)・・・《要綱5条》

- (3) 元請負人は、下請契約を締結する以前に、当該下請契約に関する事項について、できる限り具体的な内容を提示し、かつ、下請負人が当該建設工事の見積をするために必要な一定の期間を設けなければならない。
5(3)・・・《法20条3項》、《政令6条》
- (4) 元請負人は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価（消費税及び地方消費税相当分を含む。）に満たない金額を下請代金の額とする下請契約を締結してはならない。
5(4)・・・《法19条の3》
- (5) 元請負人は、下請契約の締結後、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事に使用する資材若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、これらを下請負人に購入させてその利益を害してはならない。
5(5)・・・《法19条の4》
- (6) 元請負人は、その請け負った建設工事を施工するために必要な工程の細目、作業方法その他元請人において定めるべき事項を定めようとするときは、あらかじめ下請負人の意見をきかなければならない。
5(6)・・・《法24条の2》
- (7) 元請負人は、施工方法、工期について安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を付けないよう配慮しなければならない。
5(7)・・・《労働安全衛生法3条3項》
- (8) 元請負人は、下請負人からその請け負った工事が完成した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から20日以内で、かつ、できる限り短い期間内に、その完成を確認するための検査を完了しなければならない。
5(8)・・・《法24条の4 1項》
- (9) 元請負人は上記(8)の検査によって建設工事の完成を確認した後、下請負人が申し出たときは、直ちに、当該工事目的物の引渡しを受けるものとする。ただし、下請契約において定められた工事完成の時期から20日を経過した日以前の一定の日に引渡しを受ける旨の特約がなされている場合には、この限りでない。
5(9)・・・《法24条の4 2項》

6 元請負人の遵守事項

- (1) 元請負人は、次に掲げる事項を遵守するものとする。
ア 法、指針及び下請契約に基づき適正に下請代金を支払うようにすること。
6(1)ア・・・《要綱6条1号》

- イ 前払金の支払を受けたときは、下請負人に対して、資材の購入、労働者の募集その他下請工事の着手に必要な費用を速やかに前払金として支払うよう適切に配慮すること。
6(1)イ前段※・・・《法24条の3 2項》
- ウ 請負代金の部分払又は工事完成後における支払を受けたときは、当該支払の対象となった建設工事を施工した下請負人に対して、支払を受けた金額の出来形に対する割合及び下請負人が施工した出来形部分に相応する下請代金を、当月支払を受けた日から1月以内で、かつ、できる限り短い期間内に支払うこと。
6(1)ウ・・・《法24条の3 1項》

元請下請関係適正化について



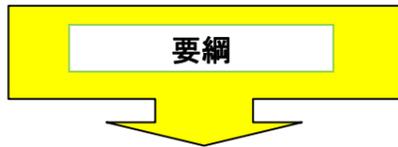
《上記の6(1)イ前段※の後段としての位置づけ》

イ 特に、公共工事においては、発注者（下請契約における注文者を除く。以下同じ。）からの前金払は現金でなされるので、企業の規模にかかわらず前金払制度の趣旨を踏まえ、受注者に対して相応する額を、速やかに現金で前金払するよう十分配慮すること。
6(1)イ後段・・・（要綱7条）、《指針4(2)エ》

エ 下請契約の締結後、正当な理由がないのに下請代金の額を減じないこと。
6(1)エ・・・（要綱7条）、《指針4(1)オ》

オ 下請工事に必要な資材を元請負人から購入させる場合は、正当な理由なくその工事の下請代金の支払期日前に、当該建設工事に使用する資材の代金を支払わせないこと。
6(1)オ・・・《指針4(2)オ》

カ 下請代金の支払は、できる限り現金払とするよう努めるものとし、現金払と手形払とを併用する場合であっても、支払代金に占める現金の比率を高めるとともに、労務費相当分については、現金払とすること。
6(1)カ・・・（要綱7条）、《指針4(2)イ》



キ 下請代金の支払いのために振り出す手形の期間は、経済状況に鑑み、できる限り90日以内とするよう努めるとともにし、経営環境の好転に即応しつつ短縮するよう努めること。

ク 下請負人が倒産、資金繰りの悪化等により、再下請負人、労働者等の関係者に対し、請負代金及び賃金の不払い等不測の損害を与えることがないよう十分指導すること。

ケ 下請代金の支払につき、当該下請代金の支払期日までに一般の金融機関（預金又は貯金の受入れ及び資金の融通を業とする者をいう。）による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付しないこと。
6(1)キクケ・・・《要綱6条2号～4号》

コ 特定建設業者は、当該特定建設業者が注文者となつた下請契約に係る下請代金の支払につき、当該下請代金の支払期日までに一般の金融機関（預金又は貯金の受入れ及び資金の融通を業とする者をいう。）による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付しないこと。
6(1)コ・・・《法24条の5 3項》

サ 特定建設業者が注文者となつた下請契約（下請が特定建設業者又は資本金が4,000万円以上の法人である者を除く。）における下請代金の支払期日は、引渡しの申し出の日（引渡しの日において上記5(9)ただし書の特約がなされている場合は、その一定の日。次号において同じ。）から起算して50日を経過する日以前で、かつ、できる限り短い期間内において定めること。
6(1)サ・・・《法24条の5 1項》

シ 上記5(9)の支払期日を定めなかった場合又は引渡しの申し出の日から起算して50日を経過する日以降の日を支払期日と定めた場合においても、支払期日は当該50日を経過する日を下請代金の支払期日とすること。
6(1)シ・・・《法24条の5 2項》

7 建設産業における生産システムの合理化指針の遵守

(1) 元請負人及び下請負人は、指針において明確にされている総合工事業者及び専門工事業者の役割に応じた責任を果たすとともに、適正な契約の締結及び施工体制の確立、建設労働者の雇用条件等の改善等に努めるものとする。
7(1)・・・《要綱7条》

(1) 下請負人は、下請契約により定められた事項を適正に履行するとともに、次に掲げる事項について措置するものとする。

ア 雇用及び労働条件の改善に関する事項

(7) 建設労働者の雇入れに当たっては、適正な労働条件を設定するとともに、労働条件を明示し、雇用に関する文書の交付を行うこと。

① 適正な就業規則の作成に努めること。この場合において、一の事業場に常時10人以上の建設労働者を使用する者にとっては、必ず就業規則を作成のうえ、労働基準監督署に届け出ること。

法・指針

- (ウ) 賃金は、毎月1回以上一定日に通貨で、その金額を直接、建設労働者に支払うこと。
- (エ) 建設労働者名簿及び賃金台帳を適正に調製すること。
- (オ) 労働時間管理を適正に行うこと。この場合において、労働時間の短縮及び休日の確保には十分配慮すること。
- イ 安全衛生の確保に関する事項
 - (ア) 労働安全衛生法を遵守し、工事を安全に施工すること。特に、新たに雇用した建設労働者、作業内容を変更した建設労働者、危険又は有害な作業を行う建設労働者、新たに職長等建設労働者を直接指揮監督する職務についた者等に対する安全衛生教育を実施すること。
 - (イ) 災害が発生した場合には、当該下請契約における元請負人及び受注元請負人に速やかに報告すること。
- ウ 福祉の充実にに関する事項
 - (ア) 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に加入し、保険料を適正に納付すること。この場合において、健康保険又は厚生年金保険の適用を受けない建設労働者に対しても、国民健康保険又は国民年金に加入するよう指導に努めること。
 - (イ) 任意の労働者災害補償制度に加入する等労働者災害補償に遺漏のないよう努めること。
 - (ウ) 自らが使用するすべての建設労働者に対し、健康診断を行うよう努めること。特に、常時使用する建設労働者に対しては、雇入れ時及び定期的健康診断を行うこと。
- エ 建設労働者の能力の開発及び向上に関し、技術及び技能の研修及び教育訓練に努めること。
- オ 適正な雇用管理に関する事項
 - (ア) 雇用管理責任者を任命し、その者の雇用管理に関する知識の習得及び向上を図るよう努めること。
 - (イ) 建設労働者の募集は、適法に行うこと。
 - (ウ) 「出入国管理及び難民認定法」に違反して不法に外国人を就労させないこと。
- カ 上記の各事項のほか、政令第7条の3の各号に規定する法令を遵守すること。

7・・・(要綱7条)、《指針別表2》

要綱

8 元請負人及び下請負人の遵守事項

- (1) 元請負人及び下請負人は、次に掲げる事項を遵守するものとする。
 - ア 必要な建設労働者の確保を図ること。
 - イ 労働災害の防止に努めること。
 - ウ 労働者の賃金の支払にあたっては、「最低賃金法」に基づく最低賃金額以上の額を、「労働基準法」に基づく方法により支払うこと。
 - エ 建設業退職金共済組合等退職金制度及び各種保険制度への加入及び保険料の納付をすること。

8・・・《要綱8条》

法・指針

8の2 元請負人の下請負人に対する指導等

- (1) 受注元請負人は、「建設労働者の雇用の改善等に関する法律」及び「労働安全衛生法」の遵守、「労働者災害補償保険法」に係る保険料の適正な納付、適正な工程管理の実施等の措置を講じるとともに、当該工事に係るすべての下請負人が上記7に定める事項について措置するよう、指導、助言その他の援助を行うものとする。
- (2) 受注元請負人以外の元請負人は、受注元請負人が行う下請負人に対する指導、助言その他の援助が的確に行われるよう協力するものとする。

8の2・・・(要綱7条)、《指針6》

要綱

9 元請負人又は下請負人に対する指導等

- (1) 受注元請負人は、建設工事に係る全ての元請負人（受注元請負人を除く。この9において同じ。）又は下請負人が、法、その他関係法令及びこの要綱を遵守するよう指導、助言その他の援助を行うものとする。
- (2) 受注元請負人は、不必要な重層下請（元請負人が請け負った建設工事の一部を下請負人が請け負い、その建設工事を別の下請人が請け負い、さらにその別の下請人が請け負う等の下請状態をいう。）をさせないように元請負人及び下請人の指導に努めるものとする。
- (3) 市長は、上記(1)の指導、助言その他援助及び上記(2)の指導が的確に行われるようにするため、元請人及び下請負人に対し、遵守すべき事項を周知するものとする。

9・・・《要綱9条》

9の2 一括下請負の禁止

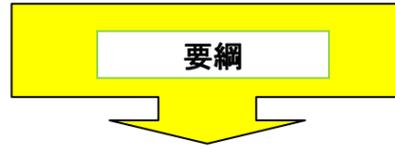
- (1) 建設工事を一括して他人に請け負わせてはならない。

9の2(1)・・・《法22条》、《適正化法12条》

10 指導、助言等

- (1) 市長は、この要綱の趣旨の徹底を図るため、必要に応じて次に掲げる措置を採るものとする。
 - ア この要綱を適切に実施させるため、受注元請負人に対する指導又は助言をすること。
 - イ 上記アに掲げる措置のほか、この要綱の定め反する場合は、受注元請負人に対する調査、是正その他の必要な措置を講ずべき旨の指示をすること。
 - ウ 元請負人又は下請負人が上記イの指示に従わない場合又は当該指示した事項に関する措置の結果が適切でない場合においては、「長崎市建設工事等請負業者指名停止措置要領」（上下水道事業管理者の権限に属する契約にあつては、「長崎市上下水道局建設工事等請負業者指名停止措置要領」）に基づく措置を講じること。
- (2) 元請又は下請に関する相談又は助言は、当該建設工事に係る事業を行う部局と総務局理財部における協議に基づき行うものとする。

10・・・《要綱10条》



11 報告

- (1) 市長は、上記10(1)イの調査の結果又は上記10(2)の相談により法令違反の疑いがあると判断した場合は、当該法令の所管機関に報告するものとする。
- (2) 市長は、上記10(1)イの調査の結果又は上記10(2)の相談により得た情報により「労働基準法」、「最低賃金法」等の法令違反の疑いがあると判断した場合は、当該法令の所管機関に報告するものとする。

11・・・〈要綱 11 条〉